

農地法第3条により農地の所有権を取得される方へ

農地法は、資産保有や転売・転用（以下、転用等という）を目的とした農地の権利取得を規制し、農地を効率的に利用する農業者へ集積することを目的としています。

具体的には、権利を取得する者が保有する農業用機械、栽培技術、通作距離、経営面積等から判断して許可しています。

したがって、耕作を目的としないにもかかわらず農地法第3条により農地を取得することはできません。